

第4章 法律

法律全般

続々と登場するサイバー関連立法に対し インターネット関係者の対応が課題に

筆者がインターネット白書の法律欄を担当しはじめてから4年目となる。その間におけるインターネットの急速な進展は、実体経済から社会生活に至るまで、リアルワールドに対し大きな影響を及ぼし始めている。1999年度は、こうした潮流を背景に、わが国でもようやくサイバー関連立法が出揃い始めた時期として位置付けることが可能である。その結果、サイバー法の領域でも、すでに総論だけを語る時代は過ぎ去り、各論を検討すべき時期が訪れていることは確かである。

有害コンテンツ規制に関する判例と法

インターネットの完全商用化以降、初期の段階から法規制に関する議論の対象とされてきたのは「有害コンテンツ規制」であった。本問題に関し、1996年には米国で電気通信品位法（CDA）が成立し（ただし翌年6月26日に連邦最高裁で一部につき違憲判決）、またEU（欧州議会）委員会も報告書を公表してきた。

わが国の裁判実務でも、インターネット事件の中心となってきたのは一連のサイバーポルノ事件であり、サイバー関連の法整備が進行前の時期から、明治時代に作られた刑法175条の「わいせつ物陳列罪」による摘発が続けられてきた。1999年においても資料3-4-2に記載の有罪判決が相次いでおり、なおインターネット事件の中心であることに変わりはない。

しかし、1999年になって、インターネットに対応した有害コンテンツ規制立法が、ようやく施行されるに至っている。

まず、改正風俗営業法（1998年5月8日公布）が1999年4月1日から施行された。本改正はアダルトサイトの規制を主目的としており、骨子は次のとおりである。なお警察庁のサイトに改正法の解釈基準が掲載されている。

- ・アダルトサイトをはじめ、「専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること」を営むことを「映像送信型性風俗特殊営業」と定義する。
- ・業者に対し公安委員会への届出を義務付け、無届営業には30万円以下の罰金が科せられる。
- ・18歳未満への提供を禁止し、客が18歳以上である旨の証明または18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、客に映像を伝達できない。
- ・「映像送信型性風俗特殊営業」の業者に対し、サーバーなど自動公衆送信装置を提供している設置者は、その装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知ったときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずる努力義務を負う。

次に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、1999年5月26日に公布され、同年11月1日から施行されている。

本法律は、児童に対する性的搾取及び

性的虐待から児童の権利を保護することを目的としており、「児童買春」などを禁止しているが、インターネットに関連する部分は次のとおりである。

- ・「児童ポルノ」を頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。上記目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も同様。同目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も同様。
- ・この法律で「児童」とは18歳未満の者、「児童ポルノ」とは、「写真、ビデオテープその他の物」であって、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」などを指し、児童を対象としたサイバーポルノも含まれると考えられている。

報道によれば、2000年3月、この法律による児童サイバーポルノ公開行為に対する日本初の摘発事例として、大阪府警が千葉県男性を摘発している。

資料3-4-1 インターネットに関する法律・法案

	分類	法律名	公布の日	
成立した法律	有害コンテンツ規制	風俗営業法（改正）	1998年5月8日	
		児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1999年5月26日	
	セキュリティ	不正アクセス禁止法	1999年8月13日	
	犯罪捜査（刑事訴訟）	通信傍受法	1999年8月18日	
		地方自治	住民基本台帳法（改正）	1999年8月18日
	登記関係	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	1999年12月22日	
	知的財産権		特許法（改正）	1999年5月14日
			実用新案法（改正）	1999年5月14日
			意匠法（改正）	1999年5月14日
			著作権法（改正）	1999年6月23日
		不正競争防止法（改正）	1999年4月23日	
立法作業中のもの		民間部門を対象とする個人情報保護法（包括法及び個別法）	—	
		電子署名及び認証業務に関する法律	—	

出所 岡村久道氏が作成

不正アクセス関連の事件と立法

セキュリティ関連でも、新たな立法として、不正アクセス禁止法が1999年8月13日に公布され、2000年2月13日から施行された（ただし一部未施行）。

1987年の刑法一部改正の結果、コンピュータやデータの破壊などを伴ったクラッキング行為は、わが国でも電子計算機損壊等業務妨害罪などで処罰の対象となっていた。不正アクセス禁止法では、それを一歩進め、次の点を主たる内容とする規制を行っている。

- ・「不正アクセス行為」をほぼ全面的に禁止し、違反者を1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ・「不正アクセス行為」とは、電気通信回線に接続されたアクセス制御機能付きコンピュータに電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に関する他人の識別符号（パスワードなど）を入力して当該コンピュータを動作させ、当該アクセス制御機能により制限されている利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る）が可能な状態にさせる行為などを指す。
- ・いわゆるパスワード屋など不正アクセス助長行為も禁止され、違反者を30万円以下の罰金に処する。
- ・アクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号などの適正な管理に努めるとともに、不正アクセス行為からの防御に必要な措置を講ずる努力

義務を負う。

- ・都道府県公安委員会は、不正アクセス被害に遭ったアクセス管理者からの申し出に基づき援助などを行う。
- ・なお立法段階で検討されていたログ保管義務は立法化されなかった。

施行目前の2000年1月、霞が関の中央省庁ウェブに対する連続コンテンツ書き換え事件が勃発したが、一部官庁ではファイアウォールすら設置されておらず、不十分なセキュリティ意識が世論による批判を浴びた。法律施行前の事件であることから、前述の電子計算機損壊等業務妨害罪の容疑で警視庁が捜査を開始している。施行後の3月に入ると、他人のIDなどを使用して都内のプロバイダーのサーバーに侵入したとして、岐阜県の男性が初の不正アクセス禁止法違反容疑で送検された。しかし本稿執筆段階では中央省庁ウェブへの連続書き換え事件は未だ摘発に至っていない反面、防衛庁など6官公庁などのシステムにつき、オウム真理教（アレフに改称）関連のソフト開発会社がソフトを受注していた事実が発覚し、改めて政府のセキュリティ意識に疑問が呈されている。

通信傍受法

1999年8月18日、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」が公布された。

本法律は、次のとおりインターネットなどへの「盗聴捜査」を認めており、公

布日から1年内に施行される。

- ・通常の捜査方法では真相解明が困難な一定の組織犯罪のための特別な捜査手法として、裁判官の傍受令状に基づく通信傍受を認める。
- ・本法律では「通信」とは、電話その他の電気通信で、その伝送路の全部若しくは一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に付属する有線を除く）であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいうとされている。したがってインターネットが含まれる。
- ・検察官又は司法警察員は通信傍受の際、傍受実施や相手方の電話番号等の探知に関し通信事業者等に対し必要な協力を求めることができ、通信事業者等は正当な理由なく協力を拒むことができない。
- ・傍受実施の間、第三者が常時立ち会い、立会人は傍受実施に関し意見を述べる事ができる。傍受した通信は全て記録し、立会人が封印の上、傍受記録は裁判官によって保管される。
- ・検察官又は司法警察員は、傍受記録に記載された通信当事者に対し書面で通知する。
- ・関係者は裁判所に不服申立することができる。

民間部門を対象とする個人情報保護法

1999年は日米で次のとおり個人情報関係の事件が多発した。

- ・米国では、米インテルのチップID組み込み問題や、米マイクロソフトのWindows 98オンライン登録時個人データ無断送信事件、リアルネットワークス社の「RealJukubox」個人データ無断送信事件などが、人権擁護団体の非難を浴びた。なお2000年1月にも、オンライン広告サービスのダブルクリックによる自動データ収集技術を使った

資料3-4-2 インターネット関連の判例

分類	事件の名称	判例名
サイバーポルノ	大阪海外送信事件	大阪地裁平成11年2月23日判決
	あまちゅあ・ふおと・ぎやらりー事件	大阪地裁平成11年3月19日判決
	東京海外送信事件	東京地裁平成11年3月29日判決
	アルファネット事件控訴審	大阪高裁平成11年8月26日判決（上告中）
	フロンティア事件	浦和地裁川越支部平成11年9月8日判決
	エフ・エル・マスク事件	大阪地裁平成12年3月30日判決
プライバシー・個人情報保護	掲示板プライバシー侵害事件第一審	神戸地裁平成11年6月23日判決
	同控訴審	大阪高裁平成11年12月17日判決
	NTT職員顧客情報漏洩事件	千葉地裁平成11年9月28日判決
電子ダイレクトメール広告（スパムメール）	ニフティサーブ会員に対するスパムメール送信禁止仮処分事件	浦和地裁平成11年3月9日決定

出所 岡村久道氏が作成

個人情報収集が連邦取引委員会の調査対象となった。

- ・日本でも、宇治市の住民票データ大量漏洩事件、NTT職員による相次ぐ社内ネットからの個人情報持ち出し事件、和歌山県立医大付属病院の診療記録のネット上での無断公開事件など、個人情報漏洩事件などが次々と発生し、問題になった。

わが国では政府部門が対象の個人情報保護法はすでに制定されていたが、民間部門を対象とする個人情報保護法は未制定である。こうした事件の多発などを背景に、1999年6月、当時の与党3党間で、民間部門の個人情報保護法を3年内に法制化する旨の確認書が交わされ、これを踏まえて政府が設置した個人情報保護検討部会は、同年11月に次の内容の中間報告を公表しており、2000年2月から、政府が設置の法制化専門委員会が検討作業が進められている。

- ・民間部門を対象とする包括基本法の制定、重点対象分野ごとの個別法の制定、それ以外はガイドラインに基づく自主規制という三層構造により個人情報を保護する。
- ・包括基本法については、情報主体の自己コントロール権の創設や違反行為に対する罰則は設けない方向で検討する。
- ・罰則を伴った個別法に関する重点対象分野として、信用情報、医療情報、電気通信の3分野が明記されている。

電子署名・認証関連の立法作業

電子商取引分野では、電子署名・認証に関連する法制度の整備が進行中である。

まず、「電子署名及び認証業務に関する法律案」が2000年4月14日国会に提出され本稿執筆段階では審議中である。法案の骨子は次のとおりである。

- ・本人性確認と非改ざん性確認の機能具備を電子署名の要件とし技術的中立性

を保つ。

- ・電子署名付き電磁的記録を、真正に成立したものと、民事訴訟の場で推定する。
- ・信頼性の高い暗号技術を有する民間の電子署名認証業者に対し国の認定制度を設ける（ただし認定取得は任意）。

これと関連して「商業登記法等の一部を改正する法律案」が成立し（2000年4月19日公布）、法人については法務省の法務局（登記所）が商業登記情報に基づく電子認証制度を担うシステムが設けられることになった。同時に可決された改正公証人法により電子公証制度も成立した。

さらに、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」が1999年12月22日に公布され、1年内に施行される。

今まで登記所（法務局）に出向かなければ閲覧できなかった不動産登記や商業登記の最新情報を、電気通信回線で提供する目的の法律であり、「オンライン登記情報提供制度」と呼ばれている。使用される「電気通信回線」の種類は法律には明記されていないが、法案成立前の法務省民事局のプレスリリース¹⁾によると、法務大臣指定の法人を介して登記情報が提供され、インターネット回線を利用して一般利用者が自宅または事務所のパソコンで閲覧できる予定とされている。

知的財産権関係

知的財産権関係の法改正や法律問題も相次いでいる。このうち著作権法関係の動向とビジネスモデル特許については本書の別稿（P.143）を参照されたい。

特許法についてはインターネットと関連した重要な改正が行われている。

すなわち、特許の要件である「新規性」（29条1項）に関し、改正前は、出願前に公然に知られた発明や公然実施をされた発明、出願前に頒布された刊行物に記載された発明について、新規性を喪失し特許を受けられない旨が規定されていた。1999年5月14日公布の改正特許法によ

り、特許出願前に日本国内または外国において電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明についても、新規性を喪失したものと特許を受けられない旨が追加して規定された。

改正理由について特許庁は、「研究者が自己の研究成果を早期に公表することを目的としてインターネットなどを論文発表の場として利用するケースも増えてきていること」などを指摘している。

改正法は2000年1月1日から施行されており、出願前にインターネットにアップロードして公衆に利用可能となった場合、今後は新規性を喪失したものと特許を受けられなくなるので注意が必要である²⁾。なお、同時期に実用新案法3条及び意匠法3条も改正され、やはり電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった場合、原則として実用新案登録や意匠登録が受けられないことになっている。

以上のとおり、インターネットが社会において重要なインフラとしての地位を占めるにつれて、関連する法律に対し注意を払うべき必要性が次第に高まってきているものといえよう³⁾。

（岡村久道 弁護士／近畿大学講師）

注1 なお、改正により新規性喪失事由は従来の「日本国内において」から「日本国内又は外国において」と変更されていることにも注意されたい。また、発明の新規性の喪失の例外として、これに該当するに至った日から6か月以内にその者がした特許出願に係る発明については29条1項各号の一に該当するに至らなかったものとみなされる（改正特許法30条）。

注2 紙面の関係上触れられなかったが、他に住民基本台帳法が1999年8月に一部改正されている。

<http://www.npa.go.jp/kankyo/explain.htm>
警察庁「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準」

<http://www.npa.go.jp/syonen/>
警察庁「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律トップページ」

<http://www.moj.go.jp/PRESS/990122-1.htm>
法務省「オンライン登記情報提供制度の概要について」（1999年1月）

<http://www.jpo-miti.go.jp/info/unnyousisin.htm>
特許庁「インターネット等の情報の先行技術としての取り扱い運用指針」（1999年12月10日）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp